

平成29年度電子マニフェスト普及促進の取組み

▶▶▶ 情報処理センター

1. 電子マニフェスト普及状況

JWセンターでは、電子マニフェストの普及をさらに加速させるために、種々の普及方策を展開しております。

電子マニフェストの加入者数は年々増加し、

平成29年3月末では17万社を上回りました。また、年間登録件数も毎年増加を続けており、平成28年度の年間登録件数は約2,370万件、年間の電子化率は47%となりました（表1）。

表1 電子マニフェストの加入者数と年間登録件数

区分 年度	加入者数							マニフェスト 年間登録件数 (件)	年間 電子化率 (%)
	排出事業者				収集運搬 業者	処分業者	合計		
	A料金	B料金	C料金 (団体料金)	計					
平成24年度	3,027	12,241	55,524	70,792	11,720	6,503	89,015	15,056,116	30%
25	3,161	13,487	74,209	90,857	13,005	6,998	110,860	17,460,912	35%
26	3,348	15,102	81,687	100,137	14,210	7,398	121,745	19,293,458	39%
27	3,519	16,953	97,597	118,069	15,543	7,829	141,441	21,247,609	42%
28(見込み)	3,730	18,650	126,100	148,480	16,800	8,200	173,480	23,748,382	47%

(※) 年間総マニフェスト数を5,000万として電子化率を算出

2. 電子マニフェスト料金の値下げ

平成29年4月1日より、少量排出事業者を中心とする利用者の経済的負担の軽減を図るとともに、電子マニフェストの一層の普及拡大を図る観点から、排出事業者のB料金基本料を2,160円/年から1,944円/年に、B料金とC料金及び処分業者のB料金（処分報告機能+2次登録機能）の使用料を32.4円/件から21.6円/件

に値下げいたしました（表2、3）。

この機会に、是非ご加入し、電子マニフェストをご利用ください。

また、現在利用されている方も、利用料金区分を変更することにより、さらにお得になる場合がありますのでご検討ください。

表2 排出事業者の料金

利用料金区分	A料金		B料金		団体加入料金 ※2 (C料金)	
	変更前	平成29年4月 1日以降	変更前	平成29年4月 1日以降	変更前	平成29年4月 1日以降
基本料 (1年間)	25,920円		2,160円	1,944円	不要	
使用料 (登録情報1件につき)	10.8円		(66件まで無料) 32.4円	(90件まで無料) 21.6円	32.4円	21.6円
利用区分の目安となる 年間登録件数(※1)	1,200件以上	2,401件以上	1,199件以下	2,400件以下	—	

※1) 年間登録件数が2,400件以下の場合はB料金の方がお得です。2,401件以上登録する場合は、A料金をおすすめします。

※2) 排出事業者が30以上集まって加入する等の条件を満たす排出事業者は、団体加入することができます。団体加入は、利用料金表に定めるC料金(団体加入料金)が適用されます。

表3 処分業者(処分報告機能+2次登録機能)の料金

利用料金区分	A料金 (処分報告機能+2次登録機能)		B料金 (処分報告機能+2次登録機能)	
	変更前	平成29年4月1日以降	変更前	平成29年4月1日以降
基本料 (1年間)	25,920円		12,960円	
使用料 (登録情報1件につき)	10.8円		(66件まで無料) 32.4円	(90件まで無料) 21.6円
利用区分の目安となる 年間登録件数(※3)	700件以上	1,381件以上	699件以下	1,380件以下

※3) 年間登録件数が1,380件以下の場合はB料金の方がお得です。1,381件以上登録する場合は、A料金を選択してください。

3. 利便性向上のためのシステム機能強化等

(1) スマートフォン・タブレットの機能強化

電子マニフェストシステムの安定した稼働の確保とともに加入者の利便性を向上させる

ため、近年、普及しているスマートフォンやタブレットに対応するシステムを開発しました。現在提供している機能は表4のとおりです。

表4 スマートフォン・タブレット版での提供機能

加入区分	システムの機能	
報告排出事業者 処分業者(2次登録機能)	登録	新規登録 予約情報を検索して登録
	予約登録	
	修正・取消	
	照会	
収集運搬業者	報告	マニフェスト情報を検索して報告
	報告の修正・取消	
	予約情報の修正	
	照会	

平成29年度電子マニフェスト普及促進の取組み

処分業者(報告機能)	報告	マニフェスト情報を検索して報告
		報告の修正・取消
		最終処分終了報告
		最終処分終了報告の取消
		予約情報の修正
		照会

※スマートフォン・タブレット版を利用する際には、事前にWeb版(パソコン版)により基本設定を行う必要がある。

なお、スマートフォンの普及といったインターネット環境の変化に伴い、これまで提供しておりましたケイタイ版の機能は、平成29年9月30日をもちまして終了させていただくこととなりました。

(2) JWNET パソコン版 CSV ファイル作成ツール (新規登録用)

電子マニフェストを新規登録するには、Web画面を用いて一件ずつ登録する方法と、

CSVファイルに複数件数をまとめて登録する方法があります。

JWセンターでは、ExcelVBAを利用し、簡単な操作でCSVファイルを作成できるツールを公開しています(図1)。本ツールで作成したCSVファイルをパソコン版の新規登録メニューにアップロードすることで、一度に多くのマニフェストを登録することができます。

操作方法はJWNETホームページをご参照ください。

セルの挿入・削除禁止

<台帳シート注意事項>

- ※EXCELのブック計算が自動であることを確認してください。
- ※まず初めに、「マスタ設定」シートに、排出事業場コードや、引渡担当者などの必要な項目を設定した上で、「管理台帳」シートをご利用ください。
- ・「入力必須」欄は、手入力が必要な項目です。
- ・「選択必須」欄は、必ずプルダウンより、選択してください。
- ※手入力で行った場合、全角・半角・環境依存文字等により判定が行えないため、自動設定項目が、設定されない場合があります。
- ・セルの挿入、削除は行わないでください。
- ・CSV出力を行ってシート名を変更する場合は、「▼転記先シート名」も変更してください。
- ・自動設定項目のセル内は、数式が入力されているため、誤って削除や上書きをしないようご注意ください。

図1 CSVファイル作成ツール

【CSVファイルの活用例】

- ① ハウスメーカーの本店・支店（マニフェスト登録拠点）から各建設現場のマニフェスト情報を一括登録する場合
- ② 外食産業の各店舗、コンビニ店等の直営店のマニフェスト情報を本部から一括登録する場合

(3) 電子マニフェストシステムへの不適正な登録・報告の検知機能の構築

昨年発生した廃棄食品の不適正転売事案に鑑み、不正事案の防止及び排出事業者責任の徹底へ向け、下記の電子マニフェストシステ

ム機能強化を行っております。これらの機能は、平成29年6月に提供予定です。

- ① 不適正事案の防止に向け、電子マニフェストシステムへの登録・報告に不適正な内容（委託契約情報と登録・報告内容の相違等）がある場合にこれを検知し、関係事業者に警告できる仕組み
- ② 排出事業者及び処理業者に対する監視・指導の強化に資するため、不適正なマニフェスト（3日以内に登録・報告等を行っていないマニフェスト等）情報について、期間や地域を指定して一覧を抽出し、都道府県等に情報提供する仕組み

4. 全国的な電子マニフェスト導入説明会の開催

(1) 全国的な電子マニフェスト導入説明会の開催

平成28年度は、環境省、地方公共団体、（公社）全国産業廃棄物連合会等の関係業界団体と連携し、下記の電子マニフェスト導入説明会を全国各地で約450回実施しました。

平成29年度も、平成28年度とほぼ同数の導入説明会を実施する計画です。

- ① 導入実務研修会
電子マニフェストの仕組みと導入のメリットの説明、紙マニフェストから電子マニフェストへの円滑な移行方法や業界別の具体的な運用方法を重点とした研修会
- ② 操作体験セミナー
インターネットに接続されたパソコンで、電子マニフェストのデモシステムを利用した操作体験を行い、操作性や電子マニフェスト利用のメリットを体験してもらうためのセミナー

- ③ 個別導入相談会
電子マニフェストの導入に関する運用方法等の疑問点や質問に、相談員が個別に対応する相談会
- ④ 適正処理研修会等を活用した説明会
都道府県等が主催する産業廃棄物適正処理研修会を活用して、電子マニフェストに関する説明を実施

【平成28年度導入説明会の実施状況】

- ・ 導入実務研修会：71回
 - ・ 操作体験セミナー：195回
 - ・ 個別導入相談会：56回
 - ・ 適正処理研修会等を活用した説明：129回
- 計451回

(2) 電子マニフェスト運用事例ビデオ

電子マニフェストを導入するためには、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が紙マニフェスト運用から電子マニフェスト運用に切り替える必要があります。

また、業種等により排出される廃棄物の種

平成29年度電子マニフェスト普及促進の取組み

類や排出方法等が異なるため、電子マニフェストの運用も業種によって異なります。

円滑な電子マニフェストの導入を支援し、一層の普及促進を図るため、業種別に電子マニフェストの具体的な導入・運用事例について分かり易く解説したビデオを作成し、ホームページに公開いたしましたので、是非ご参考にしてください（図2）。

【掲載内容】

- ① 電子マニフェストの一般的な流れ

- ② 住宅建設工事から排出される廃棄物のマニフェスト管理
- ③ ASPサービスを活用した建設工事現場でのマニフェスト管理
- ④ ASPサービスを活用した医療廃棄物の個別追跡管理システム
- ⑤ 電子マニフェストサブ番号を利用した小売業でのマニフェスト管理

※ビデオをご覧になるには、Windows Media Player が必要です。

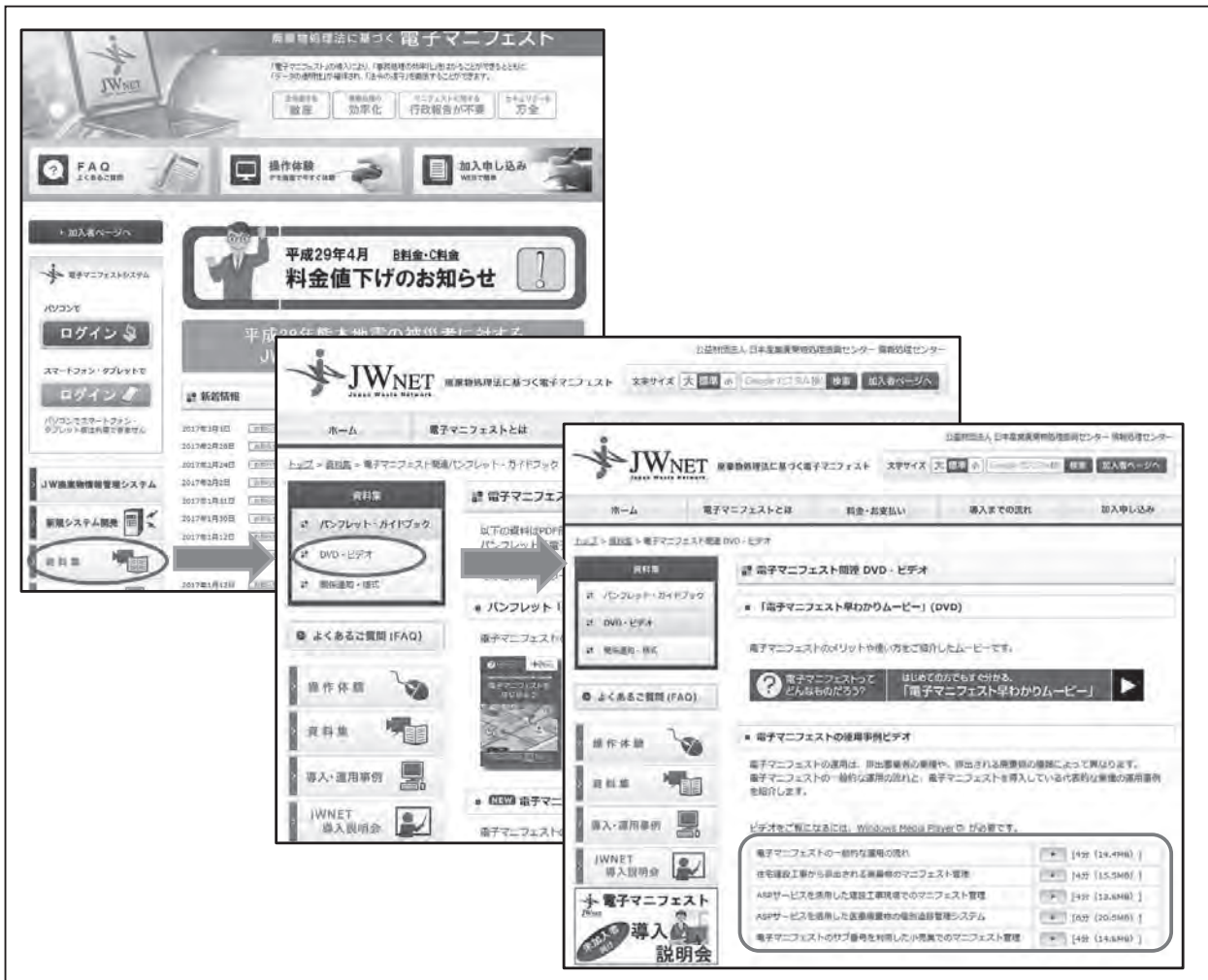


図2 電子マニフェスト運用事例ビデオ掲載ページ